

## ◎学校法人会計基準の概要

国または地方公共団体から経常費補助金の交付を受ける学校法人は、私立学校振興助成法の定めにより「学校法人会計基準」に従い会計処理を行い、計算書類を作成し、公認会計士または監査法人による監査を受けて所轄庁に届け出ることが義務づけられています。なお、この「学校法人会計基準」は、平成 27 年度より、昭和 46 年制定以来の大幅改正が行われました。

### 「学校法人会計基準」に定められている計算書類

#### 1. 資金収支計算書

学校法人の当該会計年度（4月1日～翌3月31日）に行った教育研究活動やこれに付随する活動に対応する全ての資金の動きを記録することによって、当該年度の収入と支出の内容を明らかにし支払資金（現金及び預貯金）の顛末を表します。

附属内訳表・・・・・・・・ 資金収支内訳表 人件費内訳表

#### 2. 活動区分資金収支計算書（平成 27 年度新規追加制定）

資金収支計算書に記載される資金収入及び資金支出の決算の額を次に掲げる活動ごとに区分して記載する。

##### 一 教育活動

資金収支計算書の資金収入及び資金支出のうち、「施設設備活動による資金収支」及び「その他の活動による資金収支」を除いたものをいう。

##### 二 施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動

施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動をいう。  
これらに類する活動とは、資産の額の増加を伴う施設若しくは設備の改修等であり、施設設備の修繕費や除却に伴う経費は含めない。

##### 三 資金調達その他前二号に掲げる活動以外の活動

財務活動のほか、収益事業に係る活動、預り金の受け払い等の経過的な活動に係る資金収入及び資金支出、並びに過年度修正額をいい、「資金調達その他前二号に掲げる活動以外の活動」に係る資金収入及び資金支出をいう。

#### 3. 事業活動収支計算書（平成 27 年度より「消費収支計算書」に変わり新規制定）

当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の収支計算を行い、次の区分ごとに記載する。

一 教育活動

経常的な事業活動収入及び事業活動支出のうち、「教育活動外収支」に係る事業活動収入及び事業活動支出を除いたものをいう。

二 教育活動以外の経常的な活動

経常的な財務活動及び収益事業に係る活動に係る事業活動収入及び事業活動支出をいい、「教育活動以外の経常的な活動」に係る事業活動収入及び事業活動支出をいう。

三 前二号に掲げる活動以外の活動

特別収支をいい、特殊な要因によって一時的に発生した臨時的な事業活動収入及び事業活動支出をいい、「前二号に掲げる活動以外の活動」に係る事業活動収入及び事業活動支出をいう。

附属内訳表・・・・・・・・ 事業活動収支内訳表

#### 4. 貸借対照表

年度末における学校法人の資産、負債の内容、純資産（資産－負債）の額を明らかにします。また、基本金(維持すべき金額)に対する純資産の過不足状態を消費収支差額として表します。

付属明細表・・・・・・・・ 固定資産明細表 借入金明細表 基本金明細表

基本金・・・・・・・・事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除し、諸活動の計画に基づき、その残額の中から組み入れる。

1号基本金・・・・・・・・教育の充実向上のために取得する固定資産

2号基本金・・・・・・・・将来取得する固定資産に充てるために先行して組み入れる額

3号基本金・・・・・・・・基金として継続的に保持し、運用する金銭その他の資産の額

4号基本金・・・・・・・・恒常的に保持すべき基金の額

#### 「企業会計と学校会計の違い」

企業会計と学校会計の違いは、企業会計が収益と経費をとらえ損益を計算し、併せて企業の財政状態、すなわち資産、負債及び資本の状態を知ることによって、より収益力を高め、財政的安定性を図ることを目的としていることに対し、学校法人は、教育研究活動を主たる目的とする極めて公共性の高い公益法人で、企業のように収益の獲得を目的とするものではなく、学校会計は、収支の均衡の状況と財政の状態を正しくとらえ、教育研究活動が円滑に遂行され、法人の永続的發展に役立て要とするものである。